環エネ第　６６２　号
平成３０年７月３１日

各　　位

北海道知事　高橋　はるみ

今夏の北海道における電力需給ひっ迫警報発令時等の対応について（依頼）

今夏の電力需給対策にあたり、節電の取組にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今夏も昨年に引き続き、国として特別の節電要請は実施しないとされたところでありますが、電源脱落等の想定外の事態等により、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は「需給ひっ迫警報」等を発令し、節電の協力を要請することとしています。

ついては、北海道経済産業局から需給ひっ迫警報発令時等の対応について、別紙１のとおり送付がありました。当該警報の発令等があった場合には、道としても上記対応に基づき、貴団体にお知らせすることといたしますので、別紙２を参考にご対応頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

１　「２０１８年度夏季における需給ひっ迫時の対応について」（北海道経済産業局提供資料）
　別紙１のとおり
　※　なお、「Ⅰ.メール」の送付対象には道も含まれ、各段階において北海道経済産業局から道に対して通知されます。

２　需給ひっ迫警報発令時等における関係団体等への依頼事項について
　別紙２のとおり

経済部産業振興局環境・エネルギー室
エネルギーグループ　担当：山口
Tel:011-204-5361
FAX:011-222-5975

2018年度夏季における需給ひっ迫時の対応について

Ⅰ. メール（対象者：事前に登録されているメディア）

前日18:00目処

①需給ひっ迫警報の発令（第1報）

・他電力からの電力融通を最大限に受け、需給調整契約を発動しても、供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、ひっ迫電力管内に対し、前日18:00を目途に政府から警報（第1報）を発令。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

当日9:00目処

②需給ひっ迫警報の発令（第2報）

・当日9:00を目途に政府から警報（第2報）を発令。

※必要に応じ、9:00以前に第2報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

警報発令後も予備率が1%を下回る見通しである場合

③需給ひっ迫警報の発令（第3報）と「緊急速報メール」の発出

・需給ひっ迫する2時間前を目安に、政府から警報（第3報）を発令。

Ⅱ. エリアメール（対象者：エリア内の携帯ユーザー）

④「緊急速報メール」の発出

・ひっ迫電力管内の携帯電話利用者に「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

→ **節電協力による停電回避**

（別紙２）

需給ひっ迫警報発令時等における団体等への依頼事項について

□　職員等への周知のお願い

需給ひっ迫警報の発令等（ひっ迫警報の発令、ひっ迫警報の続報）があった場合は、職員の皆様や構成団体・事業所の皆様に対し、一層の節電の取組をお願いしてください。

また、貴団体並びに事務所においても、供給予備力回復に向け、できる限りの節電の取組みをお願いします。

職員や事業所等にお伝えいただきたい事項

○　前日に翌日の需給ひっ迫が判明している場合

明日、△：△～△：△の間、北海道では電力が不足し、供給予備率が３％を下回る見通しです。 明日は、最大限の節電へのご協力をお願いいたします。

※　前日に警報が発令されるタイミングは、１８：００目途になります。
警報発令後、すみやかに御対応をお願いします。

○　当日ひっ迫している場合

本日、北海道では、電力が不足し、供給予備率が３％を下回る見通しです。 本日中は、最大限の節電へのご協力をお願いいたします。

※　当日に警報が発令されるタイミングは、９：００目途になります。
警報発令後、すみやかに御対応をお願いします。

※　また、当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、当日、急遽、警報を発令する場合があります。
この場合についても警報発令後、すみやかに御対応をお願いします。